

大阪版食の安全安心認証制度

(認証施設数の推移及び各課題への今後の対応)

1

前回の部会での検討事項について

□ 認証制度の位置付け・今後の方針性

→小規模な事業者も含めた自主衛生管理の底上げを第一の目的とし、現行制度の特色であるコンプライアンスや危機管理の基準を活かした認証制度として維持する。【小規模事業者の取組支援・取り組みやすさを重視】

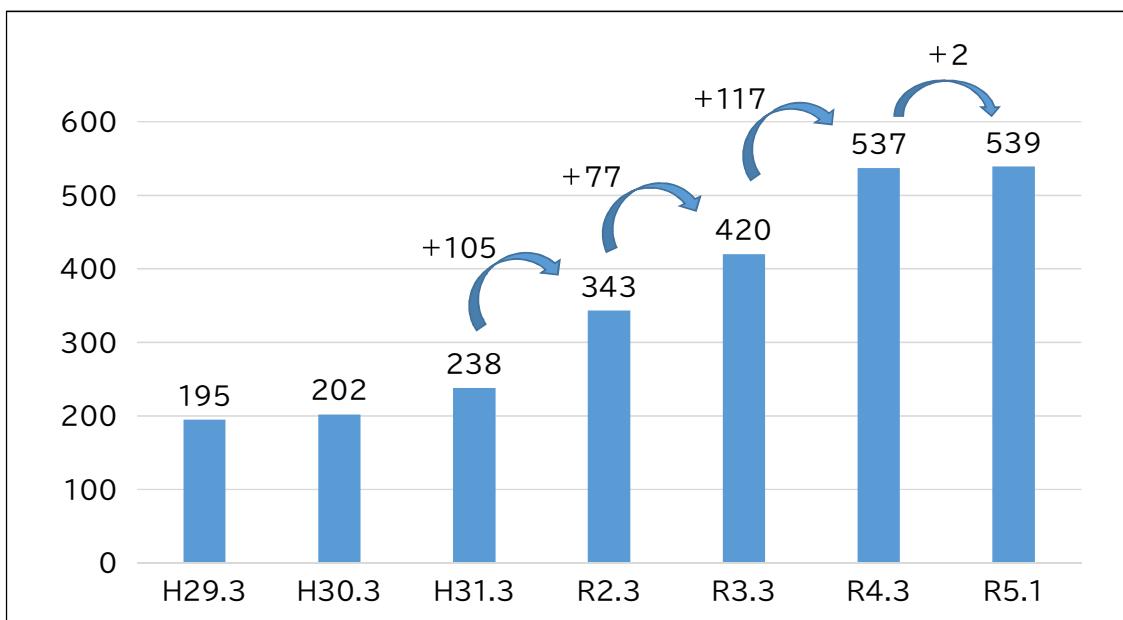
□ 認証基準の一部改正について

→現行の認証基準について、食品衛生法の改正内容との整合性や、一般的な食の安全安心の観点との乖離はないか?を点検し、認証基準の一部改正の検討・手続きを進める。

→認証基準の改正の手続きにあたっては、認証機関の意見も聞きながら十分に検討したうえで行う。

2

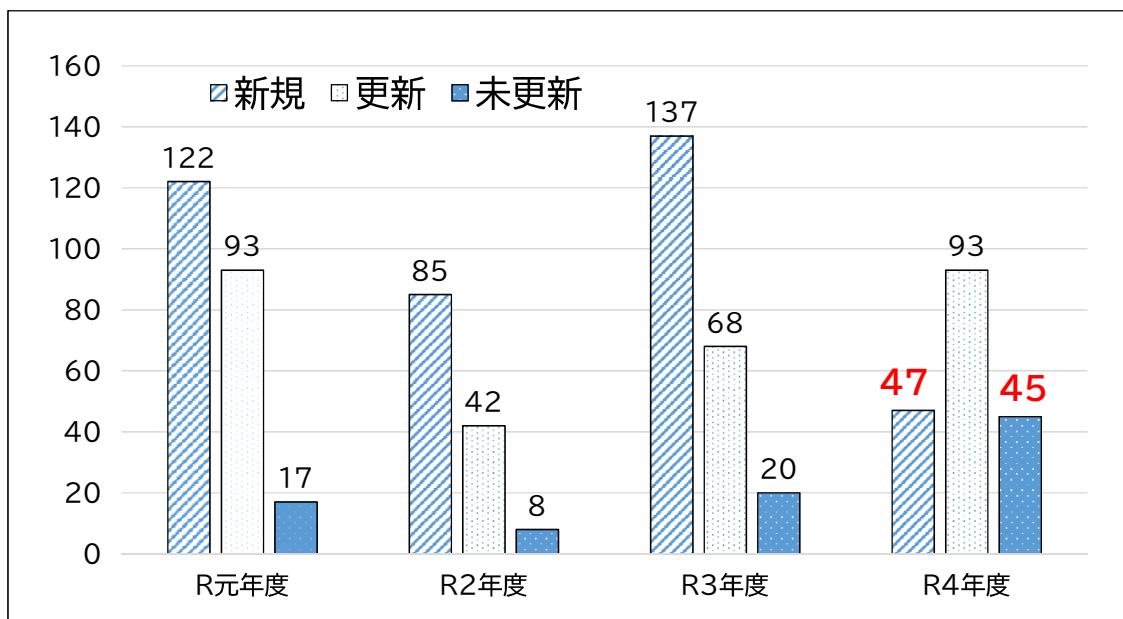
認証施設数の推移 (年度別)



令和4年度は、認証施設数の伸びは鈍化

3

認証施設数の推移 (新規・更新・未更新の内訳)



令和4年度は、新規が減少し、未更新が増加

4

認証施設数の推移 (考えられる要因)

«各認証機関からの聞き取り結果»

□ 新規申請に関する相談の減少

→令和元年度以降、HACCP制度化に伴い相談・申請が増加したが、
令和4年度は相談や問合せ自体が減少した。

□ 未更新の主な理由

- JFS認証(※)等の民間のHACCP認証を取得したことによる未更新
- 自社での衛生管理体制の構築ができたとの理由による未更新
- その他、廃業による未更新 など

(※)日本発の食品安全マネジメント規格の認証（適合証明）の制度で、
コーデックスのHACCPの7原則を要件としている民間認証

5

認証施設数の推移 (事業者のニーズ)

«新規施設のデータや各認証機関からの聞き取り結果»

□ 「飲食業」のうち認証取得や相談の多い業態

- Ø チェーン展開する飲食店
- Ø 商業施設内の飲食店
- Ø 福祉関係の給食施設

□ 「食品製造業」のうち認証取得や相談の多い業態

- Ø 営業届出（営業許可の対象外）の食品製造施設
- ※ 民間のHACCP認証の取得は、ハードルが高いと感じている施設

(今後の対応)

- 幅広い食品事業者への制度周知
- 大阪版認証のニーズがある業種・業態への制度周知

6

認証機関との意見交換で見えてきた審査における課題と今後の対応 (認証審査の平準化への取組の必要性)

□ 認証基準の適否の判断に苦慮している事例

- Ø ほとんどの認証機関で、認証基準の適否の判定において、判断に迷う項目があるとの意見があった。

(例)

評価項目	記録・書類	評価時の確認事項	審査時の疑義
天井は清掃され、ほこり等がたまっていない	—	・天井・照明器具等にはほこりがたまっていないこと	• 審査時に汚れがなければ○でよいか? →継続的に取組が出来ているかを確認するため、清掃の方法や頻度、記録を求めている。との意見も。
施設の床を毎日清掃している	—	・汚れがたまっていないこと	• 清掃の実施記録があれば○でよいか? →清掃の方法や手順等が決められていることを確認している。との意見も。
トイレは毎日清掃を行っている	必要	・1日1回以上清掃し、その結果を記録していること	• 掃除用具の一部に破損があった場合の適否について
掃除用具はいつでも使えるように、一定の場所に保管している		・保管場所を決めていること ・掃除用具を整理整頓して保管していること	• 通信アプリ(LINE等)による緊急連絡網の適否について
営業者と従事者の緊急連絡体制を確保している	必要	・緊急連絡網を作成するなど、緊急時の体制を確保していること	

(今後の対応)

審査の平準化を図るための、評価における着眼点の整理

7

認証機関との意見交換で見えてきた審査における課題と今後の対応 (認証審査の平準化への取組の必要性)

□ 認証審査時における指導・助言のあり方について

- Ø 実地審査において、

- ・認証基準に係る指導や助言は、どの程度行ってよいか?
- ・認証基準にない事項に関する衛生指導や助言は行ってよいか?
- ・指導や助言は行わず、認証基準の適否のみを判定している。

といった意見があった。

【大阪版食の安全安心認証制度実施要綱(抜粋)】

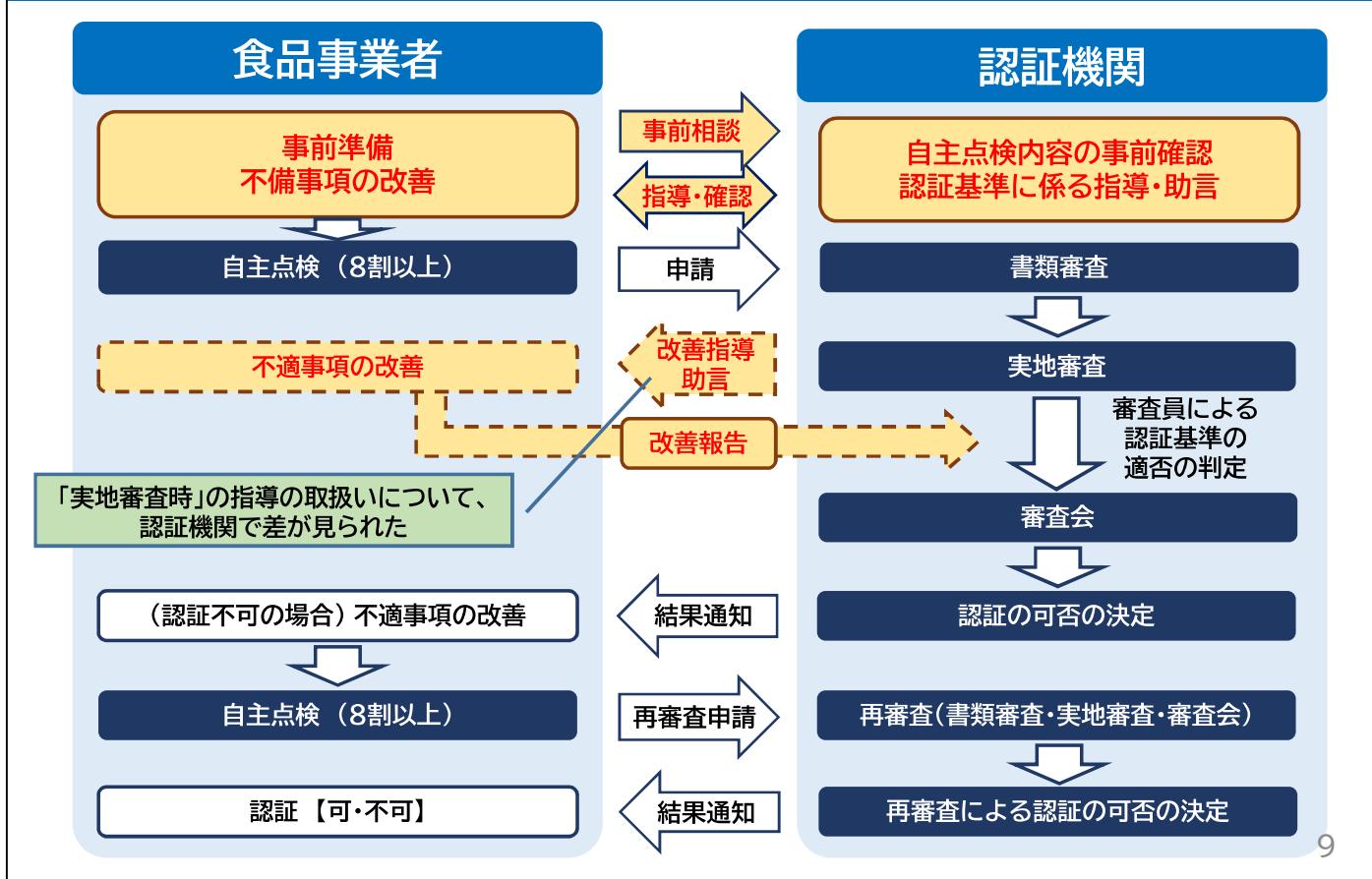
- ・審査員は、コンサルタントサービス(事業者に対し、衛生管理に関する指導、助言等を業として行うこと。)の実施等特別な関係がある事業者からの申請に対する審査業務を行ってはならない。
- ・認証機関は、事業者に対し、認証基準に係る内容及び施設の衛生管理の方法等について指導を行うことができる。

(今後の対応)

審査の公平性・客観性を確保したうえで、
認証機関の適切な指導によって、認証基準の不適合事項が改善される、
又は施設の衛生管理が向上されることを推奨していく。

8

認証に係る審査の流れ



認証審査の平準化に向けた今後の対応

以下の事項について、認証基準の改正と併せて対応予定

□ 審査における着眼点や、助言・指導事項の整理
(適否の評価基準の明確化)

□ 各認証機関の意見交換の場の設定
(審査水準の統一性の確保)

□ 実地審査における改善指導の運用ルールの整理
(認証制度による衛生レベルの向上を図る)

(今後のスケジュール案)

R5年3月～	R5年夏～	R5年秋～	R5年度内
認証機関との意見交換・認証基準の改正案等の整備	審査員向け説明会の開催	認証基準の一部改正（経過措置の設定）	新基準での制度スタート